

魚津市告示第37号

魚津市公衆浴場光熱費高騰対策事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和 7 年 2 月 28 日

魚津市長 村椿 晃

魚津市公衆浴場光熱費高騰対策事業補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、魚津市補助金等交付規則（平成 2 年魚津市規則第 6 号。以下「規則」という。）第 21 条の規定に基づき、魚津市公衆浴場光熱費高騰対策事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において「公衆浴場」とは、公衆浴場法（昭和 23 年法律第 139 号）第 2 条の規定により、富山県知事の許可を受けた施設であって、物価統制令（昭和 21 年勅令第 118 号）第 4 条の規定により、入浴料金の価格が統制されているものをいう。

(補助対象者及び補助金の交付)

第 3 条 市長は、規則附則第 2 項に規定する市税等を完納している魚津市内において公衆浴場を経営する事業主（以下「補助対象者」という。）に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助金の対象としないものとする。

(1) 役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴力団対策法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められる者

(2) 暴力団（暴力団対策法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者

(3) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用した等と認められる者

(4) 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若

しくは関与していると認められる者

(5) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、令和6年4月分から令和7年3月分までの公衆浴場の維持管理に直接要する電気料金の高騰分とし、公衆浴場1施設につき24,000円とする。

2 前項の補助金は、消費税及び地方消費税を交付の対象としていないため消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の報告は要さないものとする。

(交付の申請等)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、魚津市公衆浴場光熱費高騰対策事業補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 光熱費支払いに係る領収書等の写し

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定及び額の確定)

第6条 市長は、前条に規定する申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否の決定及び額の確定をするものとする。

2 市長は、前項の交付の可否の決定及び額の確定をしたときは、その結果を魚津市公衆浴場光熱費高騰対策事業補助金交付決定兼額の確定通知書（様式第2号）又は魚津市公衆浴場光熱費高騰対策事業補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

(交付決定の取消し)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、規則第15条の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽り或其他不正の手段により、補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件又は法令若しくはこれに基づく市長の指示若しくは命令に違反したとき。

(3) 第3条第2項各号のいずれかに該当するとき。

(補助金の返還)

第8条 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、規則第16条第1項の規定により、期限を定めて、その返還を求めるものとする。

(関係書類の保存)

第9条 第6条第1項に規定する交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、補助金の使途を明らかにするため、会計帳簿及びその支出の内容を証する書類を整備して、事業の完了の日の属する年度の終了後5

年間保存しなければならない。

（立入検査等）

第10条 市長は、補助事業の適正を期するために必要があるときは、交付決定者に対して報告をさせ、又はその事務所等に立ち入り、関係書類等を検査することができる。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、公表の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

（この告示の失効）

2 この告示は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この告示の失効前に第6条第1項の規定による交付決定を受けている者に係る第7条から第10条までの規定は、この告示の失効後もなおその効力を有する。

様式第 1 号（第 5 条関係）

年 月 日

魚津市公衆浴場光熱費高騰対策事業補助金交付申請書兼実績報告書

魚津市長 宛

（申請者）

住所（法人の場合は所在地）

魚津市

氏名（法人の場合は名称、代表者名）

（担当者 TEL ）

魚津市公衆浴場光熱費高騰対策事業補助金の交付を受けたいので、魚津市公衆浴場光熱費高騰対策事業補助金交付要綱第 5 条に基づき関係書類を添えて申請するとともに、報告します。

なお、当補助金の交付の審査に際して、市税等の納付状況について確認することに同意します。

記

1 交付申請額 _____ 円

2 振込先

金融機関	銀行・信用金庫・信用組合 農協・その他（ ） 店						
預金種目	普通・当座・（ ）						
口座番号							
フリガナ							
口座名義							

※補助金振込先は、申請者本人名義の口座に限ります。

様式第 2 号（第 6 条関係）

魚津市指令 第 号

住所（所在地）
氏名（名称）
（代表者名）

魚津市公衆浴場光熱費高騰対策事業補助金交付決定兼額の確定
通知書

年 月 日付けで申請のあった魚津市公衆浴場光熱費高騰対策事業補助金については、魚津市公衆浴場光熱費高騰対策事業補助金交付要綱第 6 条の規定により、次の条件を付して交付し、併せて交付額を金 円に確定します。

年 月 日

魚津市長

- 1 補助金の交付決定を受けた者は、補助金に係る経理について収支を明確にした証拠書類を整備し、補助金の交付決定を受けた後、5 年間保存しなければならない。
- 2 市長は、魚津市公衆浴場光熱費高騰対策事業補助金交付要綱第 7 条及び第 8 条の定めるところにより、補助金の交付決定を受けた者の不正等を理由として、補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて既に交付された補助金の返還を命じるものとする。

様式第 3 号（第 6 条関係）

魚津市指令 第 号

住所（所在地）

氏名（名称）

（代表者名）

魚津市公衆浴場光熱費高騰対策事業補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった魚津市公衆浴場光熱費高騰対策事業補助金については、魚津市公衆浴場光熱費高騰対策事業補助金交付要綱第 6 条の規定により、次の理由で不交付を決定しましたので通知します。

年 月 日

魚津市長

交付しない理由